

8 番 小 澤 動議を提出したいと思います。私のほか5名の賛成議員がおりますので、発議2号としまして、松田町議会運営基準の一部を改正する基準について、緊急を要すると思われま。直ちに日程に追加し、議題としていただきたいと思ひます。

議 長 それでは、発議書の提出をお願いいたします。

( 発議書提出 )

ただいま、8番議員 小澤啓司議員から「発議第2号松田町議会運営基準の一部を改正する基準」が提出されました。この動議は、所定の賛成者2人以上がおりますので、成立しております。

事務局より発議第2号を配付させます。お願いします。

( 発議書配付 )

配付漏れはございませんか。

( 「なし」の声あり )

お諮りします。「発議第2号松田町議会運営基準の一部を改正する基準」を日程に追加し、議題とすることについて御異議ございませんか。

( 「異議なし」の声多数 )

異議なしと認めます。発議第2号を追加日程第1とし、議題とすることに決定いたしました。お手元の議事日程に追加をお願いいたします。

議 長 追加日程第1「発議第2号松田町議会運営基準の一部を改正する基準」を議題といたします。

提出者の説明をお願いします。

8 番 小 澤 それでは、発議第2号松田町議会運営基準の一部を改正する基準を別紙のように定める。平成28年9月15日提出。提出者、松田町議会議員 小澤啓司。賛成者、松田町議会議員 鈴木眞徳。同 大舘秀孝。同 齋藤永。同 飯田一。同 平野由里子。

提案理由。農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、委員の選出方法が変更されたため、所要の改正をしたいので、提案するものであります。

一番後ろについています新旧対照表のほうを見ていただきたいと思ひます。

右側の現行33項の9)、下線が引かれていますけれども「農業委員会委員の推薦」、これを削ります。そして、その下139項、「議会推薦の農業委員は、あらかじめ全員協議会において、調整のうえ議長が会議に諮って推薦の議決をする」、この項を削ります。139項があきましたので、140からその裏面にありますけれども146項を1つ繰り上げまして、139項から145項にするものです。

1枚前にお戻りください。松田町議会運営基準の一部を改正する基準。松田町議会運営基準の一部を次のように改正する。

第3章第1節第33項第2号中9)を削る。第15章中第139項を削り、第140項を第139項とし、第141項から第146項までを1項ずつ繰り上げる。とするものです。附則。この基準は、公布の日から施行する。

以上、よろしくお願いたします。

議

長 提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。発議第2号松田町議会運営基準の一部を改正する基準について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。